



10月～12月は

# 全市一斉 収納強化月間です

市税などの滞納は市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。何より、納期限内にきちんと納めている大多数の皆さまとの公平を欠くことになります。

## 収納強化対象

- 市税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 保育所保育料
- 市営住宅使用料
- 上下水道料金
- 学校給食費

### Q 税金や公共料金を納期限までに納めないとどうなるの？

**A** 督促状や催告書が送付され、延滞金が加算されます。

### Q それでも納めないとどうなるの？

**A** 財産の差し押さえといった滞納処分や、支払督促などの法的措置を行います。そのほかに不利益を受けることもあります。

### Q 具体的にはどんな不利益ですか？

**A** 国保税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。  
**介護保険料を滞納すると**、未納期間に応じて介護給付が制限されます(利用者負担額が引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が停止になる、などです)。

**上下水道料金を滞納すると**、給水を停止することがあります。

**市営住宅使用料を滞納すると**、入居を取り消し、住宅の明け渡しを求めることがあります。

### 市税、公共料金の滞納整理を強化します

市では、10～12月までを「収納強化月間」と位置付け、全庁的に滞納整理を強化します。

- 催告書を一斉送付します  
 納め忘れを防ぐとともに、納期限内納付の周知を図るため、催告書を一斉に送付します
- 滞納処分、法的措置を実施します  
 督促や催告に応じない滞納者に対しては、公平を保つため、やむを得ず財産の差し押さえ(滞納処分)や、裁判所を通じた支払督促の申し立てを行います

市税、公共料金	納付相談窓口
市税・国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	納税課 ☎72・3118
介護保険料	高齢者支援課 ☎72・6121
保育所保育料	こども家庭課 ☎72・3197
市営住宅使用料	建設指導課 ☎72・3144
上下水道料金	水道営業課 ☎72・3133
学校給食費	学校給食センター ☎64・0876

### 納付の相談はお早めに

けがや病気、失業などやむを得ない事情で納期限までに納めることができない方は、法律の範囲内で納付時期を遅らせたり、分割して納付できる場合があります。お早めにご相談ください。

※夜間や休日相談窓口については14ページをご覧ください

## 安心して便利な口座振替

市税や公共料金の納付は口座振替の手続きをしますと、各納期の最終日に自動的に口座から引き落とされるため、金融機関などへ納付に行く手間がなくなり、大変便利です。一度申し込めば、納め忘れもなく、安心です。

**手続方法** 通帳、届出印、納税通知書などをお持ちの上、預金口座のある金融機関に直接申し込み



第3回

# 公共施設等管理の方向性

最終回となる今回は、現在策定作業中の「公共施設等総合管理計画」において定めるべき、今後の公共施設等の管理の方向性についてお話しします。

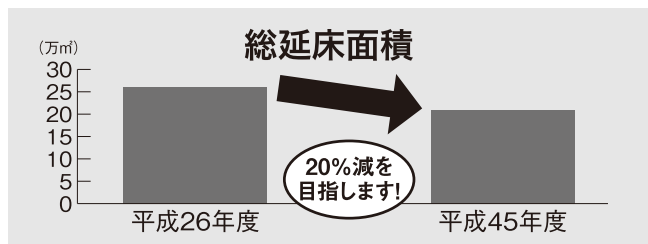
8月号では施設老朽化の現状と今後の人口減少について、9月号では現有施設を維持するだけでも今までの何倍もの費用が必要となり、このままではさらなる市民負担を求めざるを得ない状況になることについてお話してきました。

こうした社会的背景を受け、今後は公共施設等を適正に管理していくためにも中長期的な視点で総合的、戦略的に取り組む必要があります。市では20年間を一つの計画期間として、次のとおり基本方針を定めて取り組んでいきます。

## 「公共施設等総合管理計画(案)」の基本方針

### 1. 中長期的な視点でマネジメントする

- ・ 新規の施設整備は単独では行わず、施設の複合化と集約化、廃止と統廃合を基本とします
- ・ 建設から一定期間を経過したものは適宜点検と診断を実施し、役割や機能、特性などから最適な対策と維持管理を図ります
- ・ 人口減少や人口構造の変化、利用状況に応じて廃止や縮小を進めることとし、公共施設総延床面積は現在から20%の縮減を目標とします



これから先、過度の市民負担を求めることなく、可能な限り次世代に負担を残さないためにも、基本方針を着実に実行していくことで、機能を維持するための適正な管理はもちろんのこと、効率的で効果的な公共施設等の最適な配置を実現していかなければなりません。

### 2. 必要な公共サービスの再構築をする

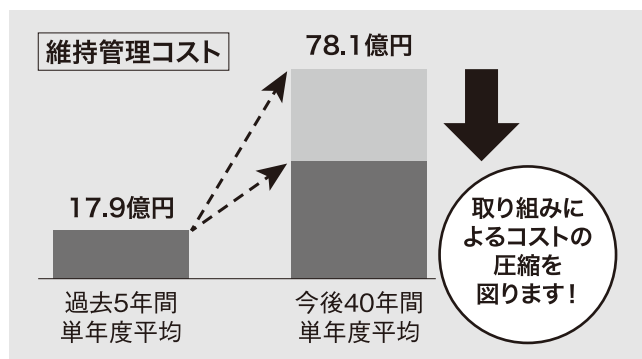
- ・ 民間施設の活用など公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図ります
- ・ 公共施設の40%を占める学校施設は、防災拠点としての機能も損なわないよう配慮しながら、再編や利活用を進めます

### 3. 協働の推進

- ・ 公共施設にかかる問題意識の共有化を図り、市民とともに課題解決に取り組めます

### 4. 地域ごとの公共施設等のあり方

- ・ 近隣市町村との相互利用や共同運用、サービスの連携、役割分担などにより効率化を図ります



◎「公共施設等総合管理計画(案)」の内容については、9/22(月)～10/21(火)にパブリックコメントを実施し、市民の皆さんのご意見をいただいた上で決定します。詳細は18ページをご覧ください